



言語著作物に関する翻案の意義

島並, 良

(Citation)

コピライト, 488:18-19

(Issue Date)

2001-12

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90002620>



言語著作物に関する翻案の意義

最高裁平成13年6月28日第一小法廷判決（平成11年（受）第922号損害賠償等請求事件）判時1754号144頁

X：被上告人・被控訴人・原告（元新聞記者）

Yら：上告人・控訴人・被告（日本放送協会ら）

【事案の概要】

Xは江差追分に関するノンフィクション（以下「本件著作物」という）を著作した。その後、Yらはテレビ番組（以下「本件番組」という）を製作し、放送した。本件番組は、本件著作物を参考文献の1つとし、これに依拠して製作されたが、本件番組中にその旨の言及はない。本件著作物の一部（以下「本件プロローグ」という）と本件番組中のナレーション（以下「本件ナレーション」という）には、別掲のような対応関係がある。

以上の事実を前提とし、XがYらに対して、著作権（翻案権と放送権）および著作者人格権（氏名表示権）の侵害を理由として、損害賠償等を請求したのが本件訴訟である。原審（東京高判平11年3月10日判決速報290-8747）および第一審（東京地判平8年9月30日知裁集28巻3号59頁・判時1584号39頁）は、いずれも翻案権侵害の成立を肯定（請求一部認容）。その理由は概ね、＜本件ナレーションは、本件プロローグの骨子を同じ順序で記述し、表現内容が共通しているだけでなく、1年で1番賑わう行事についての表現が一般的な認識とは異なるにもかかわらず本件プロローグと共通するものであり、また、外面的な表現形式においてもほぼ類似の表現となっているところが多いから、本件プロローグにおける表現形式上の本質的な特徴を直接感得することができる＞という点にある。Yらから上告受理申し立て。

【判旨】破棄自判（第一審取消、請求棄却）

1. 「言語の著作物の翻案（著作権法27条）とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう。そして、著作権法は、思想又は感情の創作的な表現を保護するものであるから（同法2条1項1号参照）、既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案には当たらないと解するのが相当である。」

2. 「これを本件についてみると、……本件ナレーシ

ョンが本件プロローグと同一性を有する部分のうち、江差町がかつてニシン漁で栄え、そのにぎわいが『江戸にもない』といわれた豊かな町であったこと、現在ではニシンが去ってその面影はないことは、一般的知見に属し、江差町の紹介としてありふれた事実であって、表現それ自体ではない部分において同一性が認められるにすぎない。また、現在の江差町が最もにぎわうのが江差追分全国大会の時であるとするのが江差町民の一般的な考え方とは異なるものでXに特有の認識ないしアイデアであるとしても、その認識自体は著作権法上保護されるべき表現とはいえず、これと同じ認識を表明することが著作権法上禁止されるいわれはなく、本件ナレーションにおいて、YらがXの認識と同じ認識の上に立って、江差町では9月に江差追分全国大会が開かれ、年に1度、かつてのにぎわいを取り戻し、町は一気に活気づくと表現したことにより、本件プロローグと表現それ自体でない部分において同一性が認められることになったにすぎず、具体的な表現においても両者は異なったものとなっている。さらに、本件ナレーションの運び方は、本件プロローグの骨格を成す事項の記述順序と同一ではあるが、その記述順序自体は独創的なものとはいえず、表現上の創作性が認められない部分において同一性を有するにすぎない。しかも、上記各部分から構成される本件ナレーション全体をみても、その量は本件プロローグに比べて格段に短く、Yらが創作した影像を背景として放送されたのであるから、これに接する者が本件プロローグの表現上の本質的な特徴を直接感得することはできないというべきである。

したがって、本件ナレーションは、本件著作物に依拠して創作されたものであるが、本件プロローグと同一性を有する部分は、表現それ自体ではない部分又は表現上の創作性がない部分であって、本件ナレーションの表現から本件プロローグの表現上の本質的な特徴を直接感得することはできないから、本件プロローグを翻案したものとはいえない。」

【解説】

一 判旨第1点は、言語著作物に関する翻案権侵害の一般的判断枠組みである。内容的には、本件原審も含めこれまでの下級審および学説が採用してきたものとはほぼ同じであり、特に新味はないが、現行著作権法における翻案権侵害について、最上級審が初めて一般的

〈本件プロローグ〉

北の波濤に唄う

むかし鯨漁で栄えたころの江差は、その漁期にあたる四月から五月にかけてが一年の華であった。鯨の到来とともに冬が明け、鯨を軸に春は深まっていた。彼岸が近づくころから南西の風が吹いてくると、その風に乗った日本海経由の北前船、つまり一枚帆の和船がくる日もくる日も港に入った。追分の前歌に、

「松前江差の 津花の浜で
すいた同士の 泣き別れ

とうたわれる津花の浜あたりは、人、人、人であふれた。町には出稼ぎのヤン衆たちのお国なまりが飛びかい、海べりの下町にも、山手の新地にも、荒くれ男を相手にする女たちの脂粉の香りが漂った。人々の群れのなかには、ヤン衆たちを追って北上してきた様ざまな旅芸人の姿もあった。

漁がはじまる前には、鯨場の親方とヤン衆たちの綱子合わせと呼ぶ顔合わせの宴が夜な夜な張られた。漁が終われば綱子わかれた。絃歌のさざめきに江差の春はいっそうなまめいた。「出船三千、入船三千、江差の五月は江戸にもない」の有名な言葉が今に残っている。

鯨がこの町にもたらした莫大な富については、数々の記録が物語っている。たとえば、明治初期の江差の小学校の運営資金は、鯨漁場に建ち並ぶ遊郭の収益でまかなわれたほどであった。

だが、そこにぎわいも明治の中ごろを境に次第にしぼんだ。不漁になったのである。鯨の去った江差に、昔日の面影はない。とうにきかりをすぎた町がどこでもそうであるように、この町もふだんはすべてを焼き尽くした冬の太陽に似た、無気力な顔をしている。

五月の栄華はあとかたもないのだ。桜がほころび、海上はらかな水平線にうす紫の霞がかかる美しい風景は相変わらずだが、人の叫ぶ声も船のラッシュもなく、ただ鷗と大柄なカラスが騒ぐばかり。通りがかりの旅人も、ここが追分の本場だと知らなければ、けだるく陰鬱な北国のただの漁港、とふり返ることがないかもしれない。

強いて栄華の歴史を風景の奥深くたどるとするならば、人々はかつて鯨場だった浜の片隅に、なかば上に埋もれて腐蝕した巨大な鉄鍋を見つけることができるだろう。魚かすや油をとるために鯨を煮た鍋の残骸である。

その江差が、九月に二日間だけ、とつぜん幻のようにはなやかな一年の絶頂を迎える。日本じゅうの追分自慢を一堂に集めて、江差追分全国大会が開かれるのだ。

町は生気をとりもどし、かつての栄華が甦ったような一陣の熱風が吹き抜けていく。

〈本件ナレーション〉

ほっかいどうスペシャル
遙かなるユーラシアの歌声
——江差追分のルーツを求めて——

日本海に面した北海道の小さな港町、江差町。古くはニシン漁で栄え、

「江戸にもない」という賑いをみせた豊かな海の町でした。

しかし、ニシンは既に去り、今はその面影を見ることはできません。

九月、その江差が、年に一度、かつての賑いを取り戻します。民謡、江差追分の全国大会が開かれるのです。大会の三日間、町は一気に活気づきます。

な判断枠組みを明示した点に意義がある（なお旧法18条に関する最判昭55年3月28日民集34巻3号244頁も参照）。判旨は、言語著作物についてという限定を付すが、創作的表現の保護という著作権法の趣旨からして、少なくとも一般論としては、あらゆる種類の著作物の翻案について妥当する判断枠組みであると思われる。

もっとも、東京地裁・同高裁の知的財産専門部と最高裁が、右のようなほぼ同一の判断枠組みを採用しながら全く逆の結論に至ったことから分かるように、この判断枠組みの事案への当てはめは容易ではない。この困難性は、既存著作物の「本質的な」特徴を直接「感得」できるか否かという、多分に主観的な評価が翻案権侵害の成否を左右する決め手となっていること、そして、そもそも保護されるべき創作的表現とそこから除外される事実やアイデアの区分が、実は価値判断に満ちていることに起因するものと思われる。今後は前記の一般的判断枠組みを踏まえて、そこから先の具体的な判断手法を各著作物類型ごとにさらに精密化し、結論の予測可能性を高めていくことが求められよう。

二 この点で、具体的当てはめを行った本判決判旨第2点の意義は、小さくない。本判決における当てはめの特徴は、次の2点に認められるように思われる。

第1の特徴は、江差追分全国大会を年に一度の賑わいと捉え、さらにその賑わいを江差町の往事の賑わいと対比するといった、かなり具体的な作品要素についても、単なる事実およびその認識に過ぎず公有に帰す

ると解した点にある。同じく過去の歴史的事実を扱ったテレビ番組（ただしドラマ）について翻案権侵害を否定した名古屋高判平成9年5月15日（知的裁集29巻2号467頁〔春の波濤事件〕）と同じ流れに属するものといえる。

第2の特徴は、本判決判旨第2点、第2段落最終文が、①既存著作物中に占める被模倣要素の割合（分量が格段に短いこと）と、また逆に、②新著作物中に占める模倣要素の位置づけ（背景に影像が付加されていること）に言及していることである。つまり本判決も、コンテクストから切り離された個々の作品要素それ自体について保護適格を判断しているわけではなく、模倣された要素が両作品の中に占める位置づけに留意しながら、両作品を全体として対比しているわけである。既存著作物に占める被模倣要素の割合(①)は、それが既存著作物の本質的特徴であるかどうかを判断する際に必要であろうし、また右本質的特徴が新著作物を通じて直接感得できるかどうかを判断するためには、新著作物における模倣要素の位置づけ(②)を考慮せざるを得ないと思われるから、このような手法は上記の判断枠組みにとってむしろ自然で、妥当なものであると解される。

なお本件第一審に関し、鈴木真実子『コピライト』1996年11月号32頁、小泉直樹『著作権研究』24号161頁（1997年）、同『著作権判例百選（第三版）』148頁（2001年）、大家重夫『久留米大学法学』34号51頁（1999年）がある。（神戸大学助教授 島並 良）